

審査基準及び標準処理期間整理個表

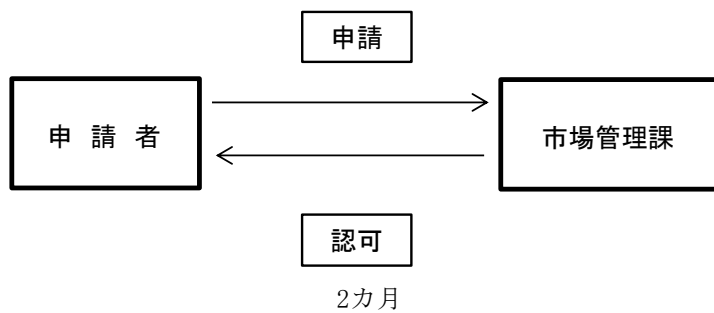
番号 38

処 分 名	卸売業者の事業の譲渡し・譲受け並びに合併・分割の認可	
処 分 の 概 要	松山市公設水産地方卸売市場の卸売業者の事業の譲渡し・譲受け並びに合併・分割による地位の承継を認可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第7条の3第1項、第2項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2カ月	
標準処理期間	計	2カ月
判断基準	松山市公設水産地方卸売市場業務条例第7条の2第3項に該当しないこと。(卸売業者の許可の基準を準用)	
【根拠法令等】	<p>松山市公設水産地方卸売市場業務条例  (事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)  第7条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>3 前2項の認可を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第7条の3第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併前の法人若しくは分割前の法人が第63条第1項の規定により使用指定を受けていた施設について引き続き使用を指定されたものと解してはならない。</p> <p>(卸売業務の許可)  第7条の2  3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。  (1) 申請者が法人でないとき。  (2) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。  (3) 申請者が、第7条の5又は第73条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。  (4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (5) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。
- ア 破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
  - ウ 第73条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (8) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。